様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　2025年2月18日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） かぶしきがいしゃにほんえいじぇんと  一般事業主の氏名又は名称 株式会社日本エイジェント  （ふりがな） のま　はるき  （法人の場合）代表者の氏名　　乃万　春樹  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　　〒790-8012  　　　　　　　　　　　　　　　愛媛県松山市湊町１丁目２番地  法人番号　9500001003050  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX VISION | | 公表日 | 2024年12月25日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト  DXの取り組みについて  DX VISION  <https://nihon-agent.co.jp/wp/wp-content/uploads/2024/12/DX-VISION.pdf>  2～3ページ目「01　企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性 」にて公表 | | 記載内容抜粋 | 【トップメッセージからの抜粋】  　日本エイジェントは、賃貸・管理・売買事業を中心に事業を展開しながら、不動産の無人店舗「スタッフレスショップ（特許取得）」や「レスQセンター」、「wagaya Japan」など、業界に先駆けた革新的なビジネスモデルを創出してきました。私たちは、同業他社との競争ではなく、お客様の動向や変化を重視し、仮説と検証を繰り返しながら最適なサービスを模索し続けており、このプロセスの積み重ねが未来を切り開く原動力と と確信しています。  【経営ビジョン】  　日本エイジェントは、デジタル技術革新を大きなチャンスと捉え、DXの推進を通じて新たなサービス価値を創出し、従業員の生産性向上にも取り組みます。お客様に寄り添いながら、時代とともに進化し続け、地域や日本全体から信頼され、誇りに思われる一流企業を目指しています。  【ビジネスモデルの方向性】   * データ分析やAIを活用したサービスの最適化 * デジタルプラットフォームの拡充 * 業務のDX化 * ユーザーエンゲージメントの向上   データとデジタル技術を活用して、顧客中心の革新的なビジネスモデルを創出し、不動産業界のDXを牽引します。  DXの推進により、業務効率化・生産性向上・顧客体験の向上 を実現し、社会全体に貢献する企業へと進化します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認された方針に基づき作成された内容であって公表媒体に記載されている事項である。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX VISION | | 公表日 | 2024年12月25日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト  DXの取り組みについて  DX VISION  <https://nihon-agent.co.jp/wp/wp-content/uploads/2024/12/DX-VISION.pdf>  4～12ページ目「企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（DX戦略）」にて公表 | | 記載内容抜粋 | * ＬＴＶ構想   　お客様に対してデジタルを通じて感動と満足を提供し、顧客生涯価値を高める仕組みを構築していきます。  契約者の契約更新データや、お困りごと問い合わせデータ、過去の退去データをもとに、お客様の退去予測をして、長期入居に向けた取り組みを実施したり、次のお部屋さがし・売買の購入に向けた提案をできる仕組みを構築します。   * デジタルプラットフォーム（agent CLUB）の構築   　お客様とデジタルを通じて常に繋がり、円滑なコミュニケーションや多彩なサービスを提供していきます。また、震災をはじめとする災害時にも迅速かつ的確に対応できる仕組みを構築し、安心と安全をお届けします。  入居者向けには、家賃等の請求データを使って家賃の一部をポイント還元する「aコイン」制度を導入します。各種手続きのオンライン化も進め、利便性を向上させます。オーナー向けには、物件の収支データの管理や、賃貸運営に関する情報提供・手続きをデジタル化し、円滑なコミュニケーションと管理業務の効率化を実現します。   * 賃貸仲介における非対面仲介の実現   接客から案内、申込、契約に至るすべてのプロセスをデジタル化し、お客様の利便性を最大限に追求するとともに、社内では生産性を向上させる仕組みを整備します。  WEB会議ツールやLINEを使ったWEB接客や、スタッフが同行しないでスマートロックを活用した内見システムを導入することで、お客様の利便性を向上させながら、社内の生産性も向上させます。   * ノーコードツールの活用とDX推進チームの構築   　Kintoneの開発体制を見直し、システム管理者主導から現場スタッフ主導へ移行することで、現場で柔軟かつ迅速に改善できる環境を整備します。さらにDX推進に向けた研修や教育を積極的に実施し、DX推進チームを構築。これにより、会社全体でDX化のスピードを加速させ、生産性の向上を目指します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認された方針に基づき作成された内容であって公表媒体に記載されている事項である。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト  DXの取り組みについて  DX VISION  <https://nihon-agent.co.jp/wp/wp-content/uploads/2024/12/DX-VISION.pdf>  13ページ目「03　戦略を効果的に進めるための体制」にて公表 | | 記載内容抜粋 | DX推進課を設置し、代表取締役に代わりDX推進の責任者とし  ①改善プロジェクトの立ち上げ  ②課題の整理・改善  ③DX推進の社内教育  ④DX推進ツールの開拓  ⑤現場への決定事項の落とし込み  ⑥全体へのDX推進の定期報告  を行います。  また、社員の職種に応じてDX推進に必要な基礎スキルと知識を習得でき、多層的な育成プログラムを提供している外部の研修を年2回予定で進め、DX人材の発掘と育成を進めます。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト  DXの取り組みについて  DX VISION  <https://nihon-agent.co.jp/wp/wp-content/uploads/2024/12/DX-VISION.pdf>  12ページ目「04 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策」にて公表 | | 記載内容抜粋 | * ノーコードツールを開発できる環境を社内に整備 * 定期的に研修や教育を行い、各部署にIT管理者を任命 * IT責任者が現場主体で改善を行う |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX VISION | | 公表日 | 2024年12月25日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト  DXの取り組みについて  DX VISION  <https://nihon-agent.co.jp/wp/wp-content/uploads/2024/12/DX-VISION.pdf>  16～17ページ目「05 戦略の達成状況に係る指標」にて公表 | | 記載内容抜粋 | ①入居者とデジタルで繋がるWEBサービス （agent CLUB for 入居者）の活用  2026年12月までに管理物件入居者の95％以上を加入  ②賃貸不動産所有オーナーとデジタルで繋がるWEB サービス（agent CLUB for オーナー）の活用  2026年12月までに管理物件オーナーの95％以上を加入  ③LTV構想  agent CLUBを活用した賃貸仲介の割引  2025年200件、2026年300件  agent CLUBを活用した売買仲介の割引  2025年20件、 2026年60件 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年12月25日 | | 発信方法 | 当社コーポレートサイト  DXの取り組みについて  DX VISION  <https://nihon-agent.co.jp/wp/wp-content/uploads/2024/12/DX-VISION.pdf>  2ページ目「トップメッセージ」にて発信 | | 発信内容 | 日本エイジェントは、これまで賃貸・管理・売買事業を中心に事業を展開してきましたが、不動産の無人店舗「スタッフレスショップ（特許取得）」や「レスQセンター」、「wagaya Japan」など、業界に先駆けた革新的なビジネスモデルを創出してきました。これらの取り組みは、「同業他社」との競争ではなく、常に「お客様の動向や変化」に目を向けるという私たちの基本理念に基づいています。時代の変化や顧客ニーズの多様化に柔軟に対応するため、私たちは仮説を立て、それを検証しながら最適なサービスを模索し続けており、このプロセスの積み重ねが未来を切り開く原動力となると確信しています。  　近年の世界的なデジタル技術革新を、私たちは大きなチャンスとして捉えています。そのため、DXの推進を積極的に行い、新たなサービス価値を創出するとともに、従業員一人ひとりの生産性向上にも取り組んでいきます。これらの取り組みを通じて、私たちはお客様に寄り添いながら、時代とともに進化し続けていき、地域や日本全体から信頼され、誇りに思われる一流企業を目指しています。  株式会社日本エイジェント  代表取締役社長　乃万春樹 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年12月頃　～　　2024年12月頃 | | 実施内容 | 「DX　推進指標」による自己分析を行い、IPA　の自己診断結果入力サイト（https://www.ipa.go.jp/ikc/info/  dxpi.html）より入力している。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022　　年　8　月頃　～　　2022　年　8　月頃 | | 実施内容 | SecurityAction　制度に基づき二つ星の宣言を行っている。  以下の規則に沿ってセキュリティ対策を実施  <https://nihon-agent.co.jp/wp/wp-content/uploads/2024/12/0a3502580d29a8e064f2c282ca008e99.pdf> |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。